

最大

100万円

商業・建設業対象

産業

パワーアップ 支援補助金



補助率 1/2以内
上限額 100万円

売上向上につながる**事業の転換、
事業拡大**又は**業務効率化**
に意欲を有する中小企業者の挑戦を支援します。

公募期間

第1回 令和8年4月1日(水)から令和8年4月17日(金)

第2回 令和8年8月3日(月)から令和8年8月19日(水)

対象者

以下の両方を満たす方

- 1 採択申請時点から遡って1年以上市内で事業を営む中小企業者
- 2 豊田商工会議所又は市内商工会等の会員

豊田市役所 産業振興課

TEL 0565-34-6642 FAX 0565-35-4317 Eメール sangyou-s@city.toyota.aichi.jp

場所 〒471-8501 豊田市西町3丁目60 豊田市役所西庁舎7階 8:30~17:15 (土日祝を除く)

対象となる事業

市内で実施する、**商業・建設業**の事業で、以下のいずれかを目指して取り組むもの

- **事業転換** 現在営んでいる事業から、新たな事業に転換すること
(例) 主たる事業を建設業から介護サービス業に変更する
- **事業拡大** 現在営んでいる事業規模の拡大や主たる事業を維持しつつ、新たに事業に取り組むこと
(例) 飲食業で新店舗を出店する 不動産賃貸業を行いながら、新たに宿泊業に取り組む
- **業務効率化** 現在営んでいる事業において、業務にかかる時間や費用、人工などを削減する取り組み
(例) 小売業でPOSシステムを導入し、在庫管理や仕入れを効率化する
(例) 新たな機械装置の導入により、製造にかかる時間短縮や製造数量を増やす

対象となる経費

- ① 機械装置費
- ② システム構築費
- ③ 建設・改修費
- ④ 備品費
- ⑤ ウェブサイト関連費
- ⑥ プロモーション費

※対象となるのは、単価が1点2万円以上(税抜)のものに限ります。

※備品費、ウェブサイト関連費及びプロモーション費のみの申請はできません。詳細は交付要綱・交付要領をご確認ください。

申請手続きの流れ

所属団体

事業者

豊田市

・ 支援計画書の発行

① 採択申請書類の作成

② 支援計画書の作成依頼

③ 採択申請書類の提出

・ 審査会による審査
・ 審査結果の通知

④ 交付申請

・ 交付決定

⑤ 事業の実施

⑥ 実績報告

・ 完了審査 (補助金額の確定)

⑦ 補助金請求

・ 補助金支払い

- ご申請の際は、必ず補助金交付要綱及び交付要領を確認してください
- 各種申請様式はHPからダウンロードすることができます